令和元年度

関市財政健全化及び経営健全化審査意見書

関市監査委員

令和元年度関市財政健全化及び経営健全化審査意見

1. 審査の対象

令和元年度関市一般会計等の財政健全化

(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率) 令和元年度関市水道事業会計の経営健全化(資金不足比率) 令和元年度関市下水道特別会計の経営健全化(資金不足比率) 令和元年度関市農業集落排水事業特別会計の経営健全化(資金不足比率) 令和元年度関市食肉センター事業特別会計の経営健全化(資金不足比率) 令和元年度関市公設地方卸売市場事業特別会計の経営健全化(資金不足比率)

2. 審査の実施日

令和2年8月3日

3. 審査の方法

この財政健全化の審査にあたっては、市長から審査に付された令和元年度 関市一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びに それらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令等に照らして 健全化判断比率及び資金不足比率の算定過程に誤りはないか、健全化判断比 率及び資金不足比率の算定において法令等に基づく適切な算定要素が用いら れているか、算定の基礎となる書類が適正に作成されているか客観的事実の 妥当性を判断した上で当該判断が公正に行われているかを主な着眼点として 実施した。

4. 審査の結果

(1) 財政健全化

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定され、作成されているものと認められる。

なお、令和元年度については実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はない。直近3年度の平均で表す実質公債費比率は、昨年度の3.9%から1.0ポイント減となった。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第5号に規定する早期健全化基準は次の表のとおりであり、令和元年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。

(単位:%)

比率の名称	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	_	12.22
連結実質赤字比率		17.22
実質公債費比率	2. 9	25.0
将来負担比率	_	350.0

※実質赤字比率、連結実質赤字比率の「一」は、赤字でないことを表す。 ※将来負担比率の「一」は、比率がマイナスである(地方債現在高などの将来負担額より基金などの充当可能財源が多い)ことを表す。

(2) 経営健全化

審査に付された経営健全化の判断比率となる資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定され、作成されているものと認められる。

なお、令和元年度については全会計とも資金不足となっていないため、 資金不足比率はない。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 23条第2項に規定する経営健全化基準は次の表のとおりであり、資金不 足比率は、いずれも経営健全化基準を下回っている。

(単位:%)

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
関市水道事業会計	_	20.0
関市下水道特別会計	_	20.0
関市農業集落排水事業特別会計	_	20.0
関市食肉センター事業特別会計	_	20.0
関市公設地方卸売市場事業特別会計	_	20.0

※「一」は、資金不足が生じていないことを表す。